

くまもと地域材利用拡大推進事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、くまもと地域材利用拡大推進事業（以下「事業」という。）を実施するに当たり、その適正な執行を期するため、必要な事務処理について定めるものとする。

なお、事業については、地方創生推進交付金制度要綱（平成28年4月20日府地事第16号、28農振第45号、国総政第1号、環廃対発第1604201号）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

(目的)

第2条 事業では、地域住宅生産者グループ等が主体となって、県民に地域材を利用した住宅建築やリフォーム等を選択してもらうための各種取組みに対して支援を行うことにより、県産木材の需要拡大を図ることを目的とする。

(事業主体)

第3条 事業の実施主体（以下「事業主体」という。）は、地域住宅生産者グループ（林業・木材産業関係者、建築士・設計事務所、住宅事業者等から構成された組織）等とする。

なお、「等」については、前条の目的を達成するために協定等により連携したグループを含むものとする。

(補助対象)

第4条 事業の対象となる取組みは、次に掲げるものとする。

- (1) 産地視察
- (2) 構造見学会
- (3) 完成見学会
- (4) 木造住宅セミナー
- (5) 自己啓発セミナー
- (6) その他地域材を利用した住宅建築やリフォーム等を推進するための取組み

(補助対象経費)

第5条 事業主体が実施する事業のうち、技術者給、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料及び使用料・賃借料を補助対象経費とする。

(事業実施計画書)

第6条 要項第3条の事業実施計画書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

2 知事は提出された事業計画について、県の予算の範囲内で承認し、別記第2号様式により通

知する。

(事業変更計画書)

第7条 要項第5条第1項の事業実施変更計画書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

- 2 事業変更計画書の提出があった場合には、県の予算の範囲内で調整を行い、別記第3号様式により通知する。

(補助金交付申請)

第8条 要項第6条第2項第1号の規定に基づく補助金交付申請書に添付する事業計画書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

- 2 要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(事業の着手、完了)

第9条 事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。

- 2 補助事業者は、事業に着手又は事業を完了した場合は、別記第4号様式により知事に届け出なければならない。

なお、完了届には事業の実施状況が分かる写真を添付するものとする。

(事業の補助金等交付決定前着手)

第10条 要項第9条第1項の規定に該当する場合は、補助金交付決定前着手承認申請書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(確認検査)

第11条 知事は、第9条第2項に基づく完了届の提出があった場合は、検査員に事業の適否についての確認検査をさせるものとする。確認検査調書の様式は、別記第6号様式によるものとする。

- 2 事業主体の事務所所在地を所管する広域本部長(ただし、阿蘇及び球磨地域振興局管内にあっては所管の地域振興局長、県央広域本部管内にあっては上益城地域振興局長とする。以下「広域本部長等」という。)は、前項の規定に基づき、速やかに確認検査を実施するものとする。

(実績報告)

第12条 要項第13条第2項第1号の事業実績書は、別記第7号様式によるものとする。

- 2 広域本部長等は、実績報告書を進達する際に確認検査調書(別記第6号様式)の写しを添付するものとする。

(書類等の経由)

第13条 規則、要項及びこの要領の規定に基づき、事業主体が提出する各種書類の提出先については、別表1のとおりとする。

(関係書類の整理)

第14条 事業主体は、次に掲げる関係書類を整理し、事業完了の翌年度から5年間保存する。

(1) 経理関係書類

ア 金銭出納簿

イ 証憑書類(見積書、請求書、領収書、入金伝票など)

(2) 事業実施計画書の提出から完了するまでの関係書類

(雑則)

第15条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成31年(2019年)4月16日から施行する。

別記第1号様式（第6条、第7条、第8条関係）

<和暦>年度（<西暦>年度）くまもと地域材利用拡大推進事業実施（変更）計画書

1 事業主体の概要

(1) 名称		
(2) 代表者職名・氏名		
(3) 事務局所在地及び連絡先 住所： 電話： FAX： E-mail： 担当者：		
(4) 事業主体の構成（構成員数を記入） ア 林業関係者 イ 木材関係者 うち 製材業者 木材市場 プレカット業者 その他（ ） ウ 建築士・設計事務所 エ 大工・工務店 オ 建材流通業者 カ その他（ ） 合計		
(5) 消費税の課税方式		
一般課税	簡易課税	免税（該当するものに を付す。）

(注)

- 1 規約及び構成員名簿を添付すること。
- 2 表中(4)については、兼業の者は主となる業種にのみ計上すること。
- 3 表中(4)ア～エのいずれかの構成員が不在の場合は、不在業種であっても本事業の取組みに連携する旨を表明した事業者と事業主体との間で締結した協定書等の書類、及びこれらを含めて事業主体が本事業で取組むスキームが分かる資料を添付すること。

2 事業費

事業メニュー	時期	対象者					積算				
			補助対象経費	数量	単位	単価	事業費	積算基礎			
産地視察											
	小計							県補助金	自己負担	その他	
・「見学会											
	小計							県補助金	自己負担	その他	
完成見学会											
	小計							県補助金	自己負担	その他	
木造住宅セミナー											
	小計							県補助金	自己負担	その他	
自己啓発セミナー											
	小計							県補助金	自己負担	その他	
その他地域村を利用した住宅建築やリフォーム等を推進するための取組み											
	小計							県補助金	自己負担	その他	
総合計								県補助金	自己負担	その他	

【記載上の注意事項】

- 1 消費税の一般課税事業者においては、消費税及び地方消費税相当額を除いた額で記載すること。ただし、・リ時において消費税及び地方消費税にかかる仕入れ控除税額が明らかでないものについてはこの限りではない。
- 2 技術者給の算定にあたっては「補助事業等の実・に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日22経第960号）」に基づき行うこと。

別記第2号様式(第6条関係)

第 号
<和暦>年(<西暦>年) 月 日

(事業主体の長) 様

熊本県知事 印

<和暦>年度(<西暦>年度)年度くまもと地域材利用拡大推進事業実施計画の承認について(通知)
年 月 日付け 第 号で提出のあったこのことについては、下記のとおり承認します。

記

実施額

事業費(円)	補助金額(円)	備考

別記第3号様式（第7条関係）

第 号
<和暦>年（<西暦>年） 月 日

（事業主体の長） 様

熊本県知事 印

<和暦> 年度（<西暦>年度）くまもと地域材利用拡大推進事業実施変更
計画の承認について（通知）
年 月 日付け 第 号で提出のあったこのことについては、下記のとおり承認
します。

記

変更額

事業費（円）	補助金額（円）	備考

熊本県知事 様

事業主体の長 印

<和暦>年度（<西暦>年度）くまもと地域材利用拡大推進事業着手（完了）届
このことについて、下記のとおり事業に着手（を完了）しましたので、くまもと地域材利用拡大
推進事業実施要領第9条の規定により報告します。
記

事業内容	交 付 決 定		事業費 (円)	事業着手年月日 事業完了年月日	摘 要
	年月日	番 号			
					着手届：左欄 の完了年月日は 予定年月日を記 載

熊本県知事 様

事業主体の長 印

<和暦>年度(<西暦>年度)くまもと地域材利用拡大推進事業の補助金交付決定前
着手承認申請書

このことについて、年度事業計画に基づき、着手の条件を了承のうえ、下記のとおり交付決定前に実施したいので、くまもと地域材利用拡大推進事業実施要領第10条の規定に基づき、申請します。

記

- 1 着手の理由
- 2 着手の計画

事業内容	事業費 (円)	着手予定年月日 完了予定年月日

- 3 着手の条件
 - (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、その損失は事業実施主体において負担すること。
 - (2) 補助金交付決定を受けた交付金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
 - (3) 当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更を行わないこと。

確認検査調書

事業名	
事業主体（代表者）	
事業費（補助金額）	
交付申請年月日	<和暦>年（<西暦>年） 月 日
交付決定年月日	<和暦>年（<西暦>年） 月 日
交付決定番号	
事業着手年月日	<和暦>年（<西暦>年） 月 日
事業完了年月日	<和暦>年（<西暦>年） 月 日
完了検査年月日	<和暦>年（<西暦>年） 月 日
検査立会人	
<p>検査所見</p> <p>上記事業を検査した結果、関係規則に照らし適正に実施されていると認められます。</p> <p><和暦>年（<西暦>年） 月 日</p> <p>所 属 検査員 職・氏名</p> <p>熊本県知事 様</p>	

【確認検査事項】

- 1 書類検査
 - (1) 経理関係書類の確認
 - (2) 事業関係書類（提出書類等）の確認
- 2 現物検査

成果品の確認

事業メニュー	時期	対象者	補助対象経費				事業費	積算		
			数量	単位	単価	県補助金		自己負担	その他	
産地視察										
	小計									
構造見学会										
	小計									
完成見学会										
	小計									
木造住宅セミナー										
	小計									
自己啓発セミナー										
	小計									
その他地域材を利用した住宅建築やリフォーム等を推進するための取組み										
	小計									
総合計										

【記載上の注意事項】

- 消費税の一般課税事業者においては、消費税及び地方消費税相当額を除いた額で記載すること。ただし、7時において消費税及び地方消費税にかかる仕入れ控除税額が明らかでないものについてはこの限りではない。
- 技術者給の算定にあたっては「補助事業等の実・に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日22経第960号）」に基づき行うこと。

別表 1

くまもと地域材利用拡大推進事業の書類提出先一覧

事務局 所在地 (設置場所)	提出先			
	宛先	郵便番号	住所	電話番号
熊本市 宇土市 宇城市 下益城郡 上益城郡	熊本県県央広域本部 上益城地域振興局 農林部林務課	861-3206	上益城郡御船町辺田 見 396-1	096-282-0142
荒尾市 玉名市 山鹿市 菊池市 合志市 玉名郡 菊池郡	熊本県県北広域本部 農林水産部林務課	861-1331	菊池市隈府 1272-10	0968-25-1039
阿蘇市 阿蘇郡	熊本県県北広域本部 阿蘇地域振興局 農林部林務課	869-2612	阿蘇市一の宮町宮地 2402	0967-22-2312
八代市 水俣市 八代郡 葦北郡	熊本県県南広域本部 農林水産部林務課	866-8555	八代市西片町 1660	0965-33-3592
人吉市 球磨郡	熊本県県南広域本部 球磨地域振興局 農林部林務課	868-8503	人吉市西間下町 86-1	0966-24-4115
天草市 上天草市 天草郡	熊本県天草広域本部 農林水産部林務課	863-0013	天草市今釜新町 3530	0969-22-4316